

報告第十四号

議決を得た契約の契約変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により、議決を得た契約の契約変更について、別紙調書のとおり報告する。

令和五年十一月二十一日

江戸川区長 齊藤 猛

議決を得た契約の変更調書

1

工 事 件 名	契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額 (変更増減額)	説 明
塩沢江戸川荘温浴施設増築 工事	葛西建設株式会社 代表取締役 矢作 経弘	4.6.30 (509日間)	円 796,180,000	今回 5.8.24	円 850,399,000 (54,219,000) (6.8%)	賃金等の価格に著しい変動が生じたため、江戸川区工事請負契約標準約款第20条第7項(インフレーション条項)に基づき変更したことにによる増
塩沢江戸川荘温浴施設増築 に伴う機械設備工事	乗田工業株式会社 代表取締役 乗田 和彦	4.6.30 (509日間)	円 635,800,000	今回 5.10.20	円 673,827,000 (38,027,000) (6.0%)	賃金等の価格に著しい変動が生じたため、江戸川区工事請負契約標準約款第20条第7項(インフレーション条項)に基づき変更したことにによる増及び南魚沼市との協議により排水桝 ^{すゐがし} を変更したこと等による減
江戸川区立小岩第一中学校 教室棟外解体工事	株式会社フジムラ 代表取締役 藤村 一人	5.3.24 (109日間)	円 213,510,000	今回 5.8.29	円 217,767,000 (4,257,000) (2.0%)	アスベスト含有建材調査により教室等の天井から飛散性の高いアスベスト含有建材が発見されたため、施工方法を変更したことによる増及び小屋内運動場外壁のアスベスト含有建材の撤去に係る施工計画について安全性が確認されたため、施工方法を変更したことによる減

議決を得た契約の変更調書

2

工 事 件 名	契約の相手方	契約年月日 () 内工期	変更前契約金額	契約変更 年 月 日	変更後契約金額 (変更増減額)	説 明
土木工事 総合レクリエーション公園 (なぎさ公園)改修工事(そ の2)	株式会社伍楽園 代表取締役 稲毛 里美	4.6.30 (290日間)	円 373,890,000	今回 5.9.5	円 378,901,600 (5,011,600) (1.3%)	盛土高並びに建築物及び植 え込み地の高さを精査した結 果、土の流出を防ぐ土留めを 追加したことによる増